

## 予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成30年10月11日(木曜日)

午前9時30分～午後9時31分

2. 場 所 委員会室(議場)

3. 出席委員 猶野智和委員長 下井克己副委員長  
竹岡昌治委員 徳並伍朗委員  
秋山哲朗委員 安富法明委員  
岩本明央委員 山中佳子委員  
三好睦子委員 高木法生委員  
岡山隆委員 秋枝秀稔委員  
戎屋昭彦委員 杉山武志委員  
末永義美委員 荒山光広議長

4. 欠席委員 なし

5. 出席した事務局職員

綿谷敦朗 議会事務局長 大塚 享 議会事務局長補佐  
篠田真理 議会事務局主任

6. 説明のため出席した者の職氏名

西岡晃市長 篠田洋司副市長  
石田淳司市長公室長 田辺剛 総務部長  
藤澤和昭 総合政策部長 大野義昭 市民福祉部長  
志賀雅彦 建設農林部長 西田良平 観光商工部長  
白井栄次 観光商工部次長 佐々木昭治 総務課長  
竹内正夫 財政課長 池田正義 税務課長  
山本幸宏 収納対策課長 繁田誠 総合政策部次長  
安永一男 農業委員会事務局長 末岡竜夫 観光商工部次長  
岡崎堅次 教育長 波佐間敏 上下水道事業管理者  
重村暢之 代表監査委員 細田清治 会計管理者  
東城泰典 美東総合支所長 鮎川弘子 秋芳総合支所長  
松永潤 消防長 金子彰 教育委員会事務局長

杉原 功一 上下水道局長

岡田 健二 上下水道局次長

岡崎 基代 監査委員事務局長

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（猶野智和君） おはようございます。休憩前に続き、委員会を開きます。

議事進行のため、改めまして、議案第85号平成29年度美祢市一般会計決算の認定についての総括的な質疑を行います。質疑はございませんか。安富委員。

○委員（安富法明君） ただいま委員長から、平成29年度の一般会計の認定議案について総括質疑をするという宣言があったわけですが、実は総務民生常任委員会においては、平成29年度の農業集落排水事業特別会計の決算認定議案を賛成少数で否決をしております——不承認ですね。

それですね、委員長にお諮りをいただきたいんですが、一般会計の決算において、農業集落排水事業に繰り出しがございまして。一億五千万円程度でしたか。このことをもって、この一般会計の認定について審議をするに当たり、のちほどの本会議において、総務委員会以外の議員も全員参加で議決をすることになります。

そういうことを踏まえて、私は、この農集に対する繰り出しのある一般会計においても、私は再度質疑をさせていただきたい。その場を設けられるかどうか、委員長の御配慮、御判断を仰ぎたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 今、安富委員から私のほうにお聞きになられた経緯がございまして。この件の——集落排水の件は、所管は総務民生委員会ということになりますが、そこに繰出金という形で一般会計からも予算が出ております。

通常ですと、担当の所管の委員会でお話いただくのが筋ではございますが、そこで、所管の委員会では明らかになった事項が、かなり重要な内容を含んでいるということも、議員と皆さん共通理解されていると思いますので、特別に今回、予算決算委員会の中でもお話いただくのが妥当だと、委員長として判断いたしますので、そのあたりは今回こちらの中で議論していただければと思います。

以上です。

ほかにもございますか。安富委員。

○委員（安富法明君） 先ほど申し上げましたように、委員長のお許しがございまして、議案第90号平成29年度美祢市農業集落排水事業特別会計、これの、総務民生委員会における質疑の中ではっきりしたことといたしますか、示されたことをまず最初に申し上げたいというふうに思います。

今は、平成29年度事業決算についての審査をしておるわけですが、この審査に当たって、過年度になりますが、平成27年度の事業会計年度において、消費税及び地方消費税の確定申告、それから納税を怠ったという事実がはっきりしております。

さらに、平成28年度中の中間申告も怠った。そして、今審査をしておる29年度ですが、この7月11日に、この事態に気づいたと。そして同7月14日に平成27年度の確定申告書を提出をした。

さらに、7月31日、平成27年度確定申告部分の消費税55万6,000円を支払う。そして9月29日、これに伴う無申告加算税2万7,500円並びに延滞税1万2,500円、計合わせて4万円、これを支払っております。

さらに、9月29日に、同日、平成28年度確定申告分99万6,500円を支払っております。

先日の総務民生委員会において、このことにより、過年度分の処理のため、平成29年度予算では、当該年度中間申告分の消費税を支払うことができず、平成30年度予算で支出をしたとの答弁もありました。

なお、平成30年度予算は、通年予算よりも増額をされております。これは通年のついでにいいですか、毎年の大体の公課費が159万2,000円のところを、174万3,000円、このように増額をされております。このことは、平成30年度決算においても同様の議論をしなければならない。そういうふうな課題を残す結果となると思います。

平成30年度で、過年度分である平成29年度分の消費税が執行されていると思っておりますが、その扱いは果たして適切なのかどうか。また、平成30年度予算増額分の本件についても説明はなかったというふうに思っております。根拠は何だったんでしょう。

さらに、本来、無申告加算税、延滞税は罰金の性格を持つものであり、公課費としての支出は適切とは思いません。これは、監査請求がございました申請者からの指摘であります。無申告加算税、延滞税については、損害賠償の性格を有している科目として、補償、補填及び賠償金が適当ではないかという指摘もございます。

これら一連のことについて、無申告加算税、延滞税について損害賠償の性格を有しており、地方自治法第180条第1項、議会の委任による専決処分、これの案件

として報告を行うなり、補正予算を組むなり、適切な対応は可能であり、その機会もその時間も十分にあったというふうに思っております。私どもからすれば議会に報告せずに何とか済ませたい、そうされたとしか思えません。

これらのことを踏まえて、この一般会計から農業集落排水事業会計、これへの繰出金、先ほど言いましたが1億5,897万5,000円ございます。この中に、市に与えた損害4万円も含まれていると考えることもできます。

これらの処理が適切でないとの判断に立てば、平成29年度一般会計、この認定については認めることができないのではないかと、こういうふうに考えるところであります。

監査意見といいますか、監査請求者に対する監査結果の報告についても、中にも出てまいりますが、自治体組織の内部統制について、市長は監査請求が出るまで知らなかったというふうに言われております。

一連の判断は、組織のどの段階で行われたのか。報告義務でありますとか、上位の了解でありますとか、内部統制が本当にできているのだろうか、こういうふうな疑問を持たざるを得ません。

このことについて、市長の御見解をお伺いをしたいというふうに思います。

前段は、審議に当たって出た事実でありますから、もし間違いがあれば指摘をしていただければというふうに思っております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 安富委員の御質問にお答えをしたいというふうに思っております。

今、安富委員御指摘いただいたとおり、農業集落排水における消費税の支払いが――27年度の事業についての支払いがなされていなかったということは、紛れもない事実でございます。それによって、消費税の延滞税、また、無申告加算税の支払いをしたということも事実でございますし、また、それに至る事務処理が適切でなかったという御指摘も、そのとおりだというふうに認識をしておるところでございます。

また、今回の事案に対しまして、監査委員からの御指摘をいただいております内部統制、また事務処理のマニュアル化等のできる限りのことを、今後は行ってまい

らなければいけないというふうに、痛切に反省をしておるところでございます。

また、不手際があったということでございますので、これについて、どう対応していくかということでございますけれども、職員の処分、そして、この延滞税を——先ほど安富委員が言われた言葉をお借りすると、罰金というような要素を含まれておりますので、その支払いについて、今、弁護士とも対応を協議をさせていただいておりますので、協議が整い次第、それについてまた御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 本件に関しましては、監査請求がされております。それについて、まだ申し述べたいこともあるんですが、私は、先ほど申し上げましたように、一般会計で、このような事案を含むものが認められるかどうかということをお願いしました。

加えて、のちほどの本会議において、農業集落排水事業に対する採決を行うわけです。議員さんそれぞれ、この問題についての考えもあろうかと思っております。そういうことを申し上げて、とりあえず、私もう一度申し上げたいことがありますので質疑をお願いをしますが、皆さん、それぞれ他の議員さんに機会を譲りたいと思っております。

○委員長（猶野智和君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 今、市長の答弁の中で、27年度の話はされました。27年度の確定申告がなされないことにおいて、28年度の間申申告、そして、確定申告も行われなかったわけですね。そうですね。それを全て、29年度で処理しようとしたことは、このたびの大きな問題だと思うんですよ。

そして29年度、昨年いつにですね——これを見ますと7月かなと思うんですけども、恐らく市長も、先ほど安富委員も言われましたけども、市民のほうから監査請求が出た、その時知ったよってという話だったと思うんですよ。

ならば、上下水道事業局がどのような過程で、今の事業局内で話をされた過程がもしもあれば、きちんとこの際、正直にこれを出していただきたいと。じゃないとですね、非常に市民の皆様にはわかりにくいと思うんですよ。

また、27年度の確定申告がなされない。そして、28年度の間申申告、確定申

告がなされない。それを一括して29年度で処理しようとした過ち、これはどのような過程の中で行われてきたかっていうことですね、正直に出していただきたいと。

そこで、再度協議をしていくべきじゃないかと思えますけども、市長どうでしょう。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 秋山委員の御質問にお答えをしたいというふうに思っております。

秋山委員が今おっしゃいました、どういった時系列で、どういった形で処理がなされているかっていうところにつきましては、少し時間をいただいて、皆様方にわかるように資料を出させていただければというふうに思いますし、また、これについては、正確に出させたいというふうに思っておりますので、のちにまた協議をしていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 資料請求ということで、お時間とれば、きょうこの後でも御用意できますか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 休憩をとってもらうまでにですね、ちょっと関連ですので、あわせてお願いしたいと思うんですね。

上下水道の管理者がいらっしゃるわけでありまして、恐らく管理者がいらっしゃるといことは、市長の事務委任ということで、何らかの規程があると思うんですね。その中の2条に、農業集落排水というものが委任されております。3条に、管理者は「重要または異例なものについては、市長に協議しなければならない」とうたわれております。

したがって、昨年7月11日にお気づきになったときに、この条文を適用されて、市長と協議されたのかどうかも、あわせて提示をしていただきたいとこのように思います。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡委員の御質問にお答えをいたします。

先ほど秋山委員から御指摘を受けたとおり、正確に時系列をまとめて御提出をさせていただきますながら協議させていただければというふうに思っております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） それでは、資料が出てきますので、ここで一旦、暫時休憩いたします。

午前 9時50分休憩

---

午前10時35分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、会議を開きます。

資料がお手元に届いておるとお思いますので、そちらの説明のほうをしていただきたいと思います。波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間 敏君） 先ほど秋山委員のほうから資料請求がありましたものにつきまして、ただいま配付したところであります。

資料の概要を説明する前に、一言また申し上げさせていただきたいとお思いますけど、9月25日の本会議並びに27日の総務民生委員会におきまして、報告並びにおわびを申し上げたところでありますけれど、今般の農業集落排水事業特別会計における消費税の無申告に関しまして、その不適切な事務処理により、市民の皆様へ不利益を生じさせたこともさることながら、その後の一連の事務対応において、議会軽視となるような不手際があり、その責任を痛感しているところであります。ここに深くおわびを申し上げたいと存じます。

それでは、ただいま配付させていただきました資料の概要を説明させていただきます。

昨年、平成29年の7月上旬、10日に定期監査——平成28年度の定期監査を実施していただき、その翌日となります、平成28年度決算における——済みません。平成27年度事業年度における消費税の確定申告が、平成28年度中になされていないことに気づき、その後直ちに局内協議を行い、税務署等とも連絡協議を行い、直ちに申告納付を行ったところであります。納付は7月31日、55万6,000円ということでございます。

その後、8月27日に延滞税の通知があり、9月7日に無申告加算税の通知が税務署からありました。

その後、財政課とも協議した結果、延滞税、無申告加算税の納付につきましては、公課費での支払いができるという認識のもと——結果的には誤った解釈になったわけですが、そういう認識のもと、公課費において支出をしたという状況でござ

います。

9月29日に103万6,500円、延滞税、無申告加算税を含めて、平成28年度の確定申告分も合わせて103万6,500円の支払いをしたところであります。

先ほど竹岡委員のほうからの御指摘もありましたけれど、市長への報告はどうしたかということでございます。

竹岡委員御指摘のとおり、事務委任に関する規則の中で、特に重要なもの、異例なものについては、市長へ協議しなければならないというふうになっているところでありますけれど、この支払いについて、公課費等により支払いができるというふうに誤認しておりましたので、その当時の報告はいたしておらず、平成30年の4月下旬か5月の上旬ごろだと思えますけれど、市長のほうに消費税に関する情報開示請求があることを報告したということでございます。

あとは、事務的な流れが記載されていると思えますけれど、中のほうをよくごらんいただきまして、また質疑等あれば、よろしくお願ひしたいと思えます。

**○委員長（猶野智和君）** 今、上下水道事業管理者のほうから説明がございました。しかしながら、こちらの資料をいただいて、かなり内容が濃いものだと思いますので、議員の皆様方——私が言いたいのは、これ、ちょっとお時間をとろうかなと思っているんですが……その前に、どうぞ竹岡委員。

**○委員（竹岡昌治君）** 今、委員長のお許しがありましたんで、ちょっとお尋ねをいたします。

今、波佐間管理者の話からしますと、7月13日にいわゆる庁内協議っていいですか、課内のほうの原課のほうの協議をされているようでございます。

特に、私が申し上げました事務委任についてのことについては、市長のほうには報告並びに協議はしていないと、それは財政課とも打ち合わせした結果、公課費で支出ができるという判断だと、こういうふうにおっしゃったんですね。

当時の、公課費でできるという根拠、これは財政課についてもお尋ねしたいと思えますし、それから市長は、住民監査請求があつてから初めて知ったんだとこうおっしゃったんですが、これ見ますと、4月下旬にはもう、消費税に関する情報開示請求があつたときに、今、波佐間管理者が言われたように、消費税について開示請求があつたということですから、その時にはただそれだけなんですか。

いわゆる無申告であったとか、そういう情報は、市長には報告しなかったということでしょうか。したがって、市長は住民監査請求があるまで知り得ることができなかったと、こういう解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○委員（竹岡昌治君） 管理者にお尋ねしているんです。どういう報告をされたのか。

○委員長（猶野智和君） 波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間 敏君） 竹岡委員の御質問にお答えいたします。

平成30年の4月下旬に、市長のほうに、消費税に関する情報開示請求があったことを報告したときに、その消費税に関する情報開示請求ですから、消費税に関する無申告の事態が発生していたということも含めて、報告をさせていただいております。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） そうすると、市長の答弁おかしいんじゃないですか。市長の答弁は、多分7月でしょうね、この住民監査請求が出たの。その時初めて知り得たと、こう答弁されているんですよ、委員会で。おかしい、つじつまが合いませんよね。

それから、もう一つは決算並びに予算の時、ちょっと私、不案内でわかりませんが、異常な——結局——例えば30年度にしても、通常の公課費よりは多く組まれてるわけですね。それから、もう一つは29年度にも、通常よりは多く組まれる。その場合、予算査定をやられる場合ですね、これも管理者のところで止まるわけですか。

私は、何回もいろんなところで、議会にも当然、我々予算の時には、これが何年度分の消費税が含まれてますという説明を受けてないんですよ。ですから、もう初めから、それをできるだけ伏せてやろうとされたのか。予算の編成、決算の仕方等々について、非常に不可解なんです。事務処理の仕方が。その辺はどういうふうな——なぜ議会のほうに説明をされなかったのか。議会も、その頃に説明を受けておれば、もう少し理解の仕方もあったし、隠蔽とは申しませんが、何となく庁内全体が、できるだけ議会には伏せておこうというようなやり方のようにみえてならないんですよ。その辺は管理者としていかがですか。

○委員長（猶野智和君） 波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間 敏君） 竹岡委員の御質問にお答えします。

消費税の支払いにつきまして——最初の農業集落排水の予算、決算の関係については、予算の原案は上下水道局で策定しますが、農業集落排水事業については特別会計ですので、財政課の予算ヒアリングといたしますか、当然そうですが、予算編成を一般会計と同様に、財政課が主導的にといたしますか、担当をするようにという——するような体制で、水道事業とか下水道事業の公営企業会計とはちょっと異なるような性格でございます。

それから、この事案について、議会への報告等のそういう事務怠慢につながる、議会軽視になるようなことにつきまして、これは、公課費での支出で合理性があるというふうな認識のもとで、誤った認識のもとでございましたので、その辺の意識の欠如といたしますか、その辺が管理者として足らなかったというふうに感じておりますが、組織として、どうこうというようなことはないというふうに申し上げたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） この農業集落排水の消費税申告漏れの経緯ということで、これ、しっかりと持ち帰って見てですね、ちょっと整理していかなくちゃならないと思っております。

それで、今言われましたけども、この取り扱い、どうせ後も言いますけれども、この11日——平成29年7月11日、13日、14日、この頃の措置といたしますか、その辺について、知り得たさまざまな問題点があったときに、私はこれは非常に大きな問題ということで、当然、上下水道事業局管理者として、この時点で、私は市長のほうに報告をもうしてるのが常識だと思いますよ。だからその辺が、なぜそのように至らなかったかって、非常にちょっと心配するところがあります。

そして、また今回のクーラーの設置についても、非常に同じような対応が続いて、議会軽視みたいなのところもあります。非常に私らもそのように感じております。

その辺もあわせて、今後しっかりと、後からまたいろいろ質問があると思いますので、その辺もしっかりと整理された上で、御答弁のほどよろしく申し上げます。

○委員長（猶野智和君） ちょっと皆さん、この資料をもとに情報の整理をしていただきたいと思いますので、短い時間ですが、11時5分まで休憩いたします。

午前10時50分休憩

-----  
午前11時05分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、会議を開きます。

資料が出てまいりました。精査されたと思いますので、これに関連する御質問、質疑ございませんか。戎屋委員。

○委員（戎屋昭彦君） 先ほど資料いただきまして、私なりに見させていただきました。

先ほど、波佐間事業管理者のほうから、このいきさつについて御説明がありまして、議会軽視ということも考え——あったというようなお言葉もありましたけど、やはりこの中で、それぞれ27年の申告漏れが28年にわかった時点で、ここでそれぞれの部署で協議して、支払いを29年度払う、30年度払うということで協議していらっしゃいますが、その中で一つ、最初にお聞きしたいのが、まず、どうしてこの分についての経過報告が——再度お尋ねしますけど、議会に対して、市長含めて御答弁をお願いしたいと思いますが、報告、その他、それぞれの機会が、かなりこれを見ると、それぞれの部署で打ち合わせした結果、予算を編成、支払い等があるんですけど、そのあたりどうして議会のほうに御報告はなされなかったのか。

それともう一つは、住民監査請求が出てきた時点で、こういったことが今発覚してるわけですけど、これがもし出てこなければ、どのような結末になってたのか。

それともう一つは、この中で、重要なポイントになるかどうか、ちょっと私なりに思ってますけど、平成29年の8月から29年9月ごろ、それぞれ公課費での支払いがあることを、関係部署に財政課と会計課が報告、打ち合わせということになってると思いますけど、このあたり、公課費であることを関係部署に報告というのは、どのあたりの部署に御説明されたか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間 敏君） 戎屋委員の御質問にお答えしたいと思いますが、要点をもう一度、ちょっと簡潔にお願いしたいと——簡潔と言ったら御無礼ですけど……。

○委員長（猶野智和君） 経過報告が、なぜ幾つもチャンスがあったはずなのに、なぜ議会へ報告がなかったのが1点——一つずついきましょうか。まず、これです。

○上下水道事業管理者（波佐間 敏君） 済みません。経過報告についての、議会報

告のチャンスがあったのについていうことを怠ったわけですが、繰り返しになるかもしれませんけれど、事務的に処理する中で、延滞税、無申告加算税を含めて、公課費において支払いができるという認識のもと、結果的に誤った認識になったわけですが、そういうもとの、合理性があるというふうに認識してしまったことから、そのような報告を行わなかったということですが、その前に、無申告という事実に対しては、議会並びに市長等にも即座に報告すべきであったというふうに、現時点では考えております。

○委員長（猶野智和君） 2点目が、住民監査請求が出たことで、今回、これが議会が知ることになったわけですが、もしそれがなければどうされるおつもりでしたかという御質問です。

○上下水道事業管理者（波佐間 敏君） 住民監査請求が行われなければ、どういう結果になったかということをごさいますけれど、平成29年度決算の報告において、その決算の公課費の支払いにおいて、その事実を、その内容を、当該委員会等において説明をするという状況で——説明をするということにつながっていったというふうに認識しております。

○委員長（猶野智和君） 3点目が、この公課費での事務処理などを各関係部署に相談されているようだが、どの部署と相談され、どの範囲まで相談されたのかという御質問でした。

○上下水道事業管理者（波佐間 敏君） 公課費の支払いについての協議ですが、財政課、会計課が主体となりますけれど、局内協議を含めて、総務部財政課並びに会計のほうとの協議というところで事務を進めたという結果でございます。

○委員長（猶野智和君） 戒屋委員。

○委員（戒屋昭彦君） 今の説明で、ちょっと私のほうの説明が三つ一緒に質問したんで、ちょっと捉えにくかったことについてはおわび申し上げます。

ただ、今、この住民監査請求が出なかったらというところについての回答が、ちょっと私自身、まだもう少し釈然としてないところもあるんですけど。

今、平成29年の8月から9月について、公課費での支払いがある関係部署にということで、財政課と会計課にということで御説明が管理者のほうからありましたけど、じゃあ逆に財政課、会計課の方の——これは当然、総務部の範疇に入っておりますけど、そのあたりは、それぞれの部署は上司に対しての報告とかはしてい

っしやらなかったんでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） ただいまの質問についてでございますが、先ほど管理者からありましたように、この件を受けまして、公課費の支出について御相談が——相談がございました。

その際に、内容について、ちょっと吟味をせずに、財政課の判断としては、公課費で明確な根拠——今にして思えば持たずにしてしまいました。その際に、上司、財政部長に対しては、この旨について報告と相談をいたした結果、そういうことになってしまったということでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 総務部長——財政部長じゃない……。

○財政課長（竹内正夫君） 失礼しました。総務部長に相談と協議をいたしました。

○委員長（猶野智和君） 総務部長に協議をされたと。戎屋委員。

○委員（戎屋昭彦君） 今、財政課長のほうから当然総務部だから、私、先ほど言いましたように総務部長にも御相談したということでお話が——回答があったかと思えます。

そのあたりにつきましては——最終的に、ちょっともう一つお聞きしたいんですけど、西岡市長がこの件について知られたのは、いろんなこと、先ほどの監査請求が出てきた時点でということで、先ほど事業管理者のほうから、市長に、平成30年4月から5月の上旬にいろんな状況を市長に説明したということで、先ほど事業管理者が言われましたけど、この平成29年8月から29年の9月のときに、今財政課の方、総務部長についておっしゃられましたけど、そのあたり、総務部長の役は、今度は市長のほうにはお話を上げていらっしやらないということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいまの戎屋委員からの御質問ですが、私は財政課長のほうから相談を受けたとき、今となっては適切ではなかったというふうな認識しておりますが、当時は公課費でも支出ができるであろうというふうに判断した結果、そのように財政課長に伝えたいと思います。

市長のほうには、その当時は報告をいたしておりません——しておりません。

○委員長（猶野智和君） よろしいですか。ほかにございます。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） そもそも今回、この農業集落排水の決算については、いろいろ、るる私も委員会のほうで申し上げてきました。

それで、やっぱり、大きな問題というのは、上下水道事業局のほうでの処理の対応、平成27年の確定申告漏れ、28年の中間申告がなされていなかったと、まさに職員の異動、要するに、やる事務处理的なことをきちっと対応できなかったことが大きな原因であったわけですね。

それで、そういったところのものが、最終的に一般会計から重加算税、確定申告の加算税と延滞で4万円、これはもう農業集落排水から出したわけじゃなくて、一般会計から出されたという意味合いが強いわけであります。

それで、今みたいな形で協議をされておるわけでありますけれども、まさにこの4万円というものが、完璧に無申告に対するペナルティ、罰金ということですね。その罰金というものを、税として捉えて、その4万円を、簡単に一般会計のほうらしきものから出せばいいという、だから、その公課費として充てたということ、罰金の類いのものを公課費に充てたということは、まさにそこで大きな執行部の取り間違いがあったという、こういったまず認識でいいかどうか、その辺について御説明をお願いします。

○委員長（猶野智和君） 特別会計の中で、間接的に一般会計から繰り出したということでもよろしいですか。波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間 敏君） 岡山委員の御質問にお答えいたします。

この一般会計からの繰出金が農業集落排水事業特別会計のほうに出ているわけですが、総務民生委員会でも御回答申し上げましたけれど、特別会計の中で、農業集落排水の受益者からの使用料があります。それと、大きく建設事業等への投資に対する借金の返済、公債費、元金、利子あります。

それに対して、一般会計のほうから繰り出し、繰り入れがあるわけですが、公債費のほうにも繰出金が約八千万程度あります。その残りの7,000万円を超える部分が維持管理費として、一般会計から農業集落排水特別事業に繰り出されておりますので、結果的に農業集落排水の事業の中での一般財源であります、受益者からの使用料及び一般会計からの繰入金であります維持管理費等を合わせた中から、この公課費が支出されているということでございますので、一般財源には特に色が

ついておりませんので、どちらかということとは言えませんが、どちらでもあるというふうな結果でありますので、最終的には、一般会計からの繰り出し、繰入金による公課費の延滞税、無申告加算税の支出につながるというふうに解釈していただいても結構だというふうに思っております。

延滞税について、公課費で支払うことについて、最終的にといたしますか、結果的には、現時点では、損害賠償的な意味合いがありますので、補償、補填及び賠償金で支出するのが適切だったというふうに認識しております。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） わかりました。その辺は、例えば市の職員が市の公用車を運転してスピード違反した。その罰金——スピード違反の罰金代を、それは市の一般会計から、例えば専決処分で出すべき問題——ことじゃないわけですね。あくまでも個人がしっかりと払っていかなくちゃならない。

今回、その辺の公課費として流用してきたことは、適切ではなかったという、こういった今、御答弁もありましたので、今後、罰金性の高いものというのは、もう少し早く、議会側にも専決処分で、こういう形で罰金の類いであるから、そういった措置をしますという、そういうところの御相談といたしますか、そういった対応も早くできておれば、この問題というのは起こらなかったと思うんですけども、今後、こういった同じようなこともあっても困りますので、この辺の考えについてはどのような御所見でしょうか。お尋ねします。

○委員長（猶野智和君） 関連です——秋山委員。

○12番（秋山哲朗君） 岡山委員の今のお話の中にあります無申告加算税と延滞税、この4万円ですね。この出し方——逆に、これをもしも——今、恐らく弁護士とこの件について相談されておると聞いておりますけども、この出し方が、もしもなかったとしたらですよ、なかったとしたらということですよ。1,000円のことを出すことないんですよ。これによって500円足らなくなった。だから1,000円を出したよということでしょう。ですから、その1,000円に対するこの流用調書、資料の提供を要望します。

○委員長（猶野智和君） 今、岡山委員の御返答できますか。のちほど——はい、西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山委員の御質問にお答えをしたいと思います。

今回は、農業集落排水事業の件で、このような事態を招いたわけでございますけれども、これは全市的、消費税に関しては公営企業会計になるわけでございますけれども、いずれについても、しっかりと今後対応していかないといけない。

その意味では、監査委員から御指摘いただいております内部統制、そして業務のマニュアルを、しっかり作り込んでいくということは必要だというふうに思っておりますし、そういった面を今後強化してまいりたいというふうに思っております。

また、秋山委員から今、資料請求をいただきましたので、それにつきましてはまた時間をいただいて、出させていたいただきたいというふうに思っております。

また、先ほどの戎屋委員の御質問の中で、監査請求が行われなかったら、どうい——どうなったのかということでございます。

私も、誤った認識のまま、ずっといっていたのではないかなというふうに認識しておりますので、監査請求を受けて、しっかりと、この庁内のコンプライアンスをもう一度見直していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それで今回、いずれにしても違法な支出があったということでもあります。

それで、地方財務実務提要の中に、ページが5, 758ページにありますけれども、違法支出のある決議、決定——決算認定、議案に関する議会の措置ということがありまして、地方財務実務提要においては、違法な支出がある決算について、議会の認定には、長みずから違法支出を認めている決算を議会の認定に付することに問題はないか。また、これを議会がそのまま認定した場合、議会としての責任はどうなるかってあります。

それで、議会は決算の認定を行いますが、違法ある——不当と認める場合には、決算の認定をしないこともできるとされております。仮に認定を行ったとしても、違法な議決とはなりえないので、法律上問題——法律上の問題は生じないともあります。

それで、しかしながら、この住民の意思を代表する機関の議会としては、道義的、政治的責任は免れないものと考えますとあるとおり、やっぱり今回のこの違法あるこの決算を認めていくということは、もし違法あるこの決算を認めれば——認定す

れば、その議員は、市民の皆さんから厳しい審判を受けることは、もう免れることはできないと、このように思っております。

いずれにしてもそういった面で、市長、この点についてはどのようなお考えであるかお答え願いたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山委員の御質問にお答えをしたいというふうに思っております。

今回、決算を出させていただいた中で、御指摘のとおり、いろいろな問題のある決算になったということは、重々、本会議場から今日に至るまでおわびを申し上げているところでございます。

また、今後についても、しっかりとこの教訓を生かしながら、住民に、また市民の皆様にも誤解を与えないように、しっかりと職務に励みたいというふうに思っております。

また、議会の議決については、議会の中でお決めになることでございますので、私から意見することはないというふうに思います。

以上です。

○委員長（猶野智和君） それでは、ここで新たな資料請求が出ましたので、ここで暫時休憩いたします。

午前11時27分休憩

-----  
午前11時45分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、会議を開きます。

今、お手元のタブレットに、先ほど資料請求した予算流用要求書が届いておると思っていますので、そちらをお開きいただき、御議論のほどよろしく願います。質疑ございませんか。戎屋委員。

○委員（戎屋昭彦君） 済みません。今、これ初めて予算流用要求書というのを拝見させていただきました。私も、よく市長も言ってる企業人でございますから、社内の決裁、いろんなものを起こしたり決裁はしてますけど、今、この中に予算現額が書いてありまして、負担行為額云々でうたって金額1,000円、公課費について消費税の再計算により1,000円予算超過が見込めるということで云々書いてあ

りますけど。

私、自分自身、こんな書き方で、1,000円を超えるというのは、どういったことから超えるということの庁内の説明書とか、そういったものはないでしょうか。ないでしょうかって——印鑑を起こされて、これは決裁、課長ですからお名前はちよつと言えません。この方が起こされて、市長宛てに、これをいいかということで決裁が課長になってますけど、このあたりでの説明、理由についての、これはこうといった形での庁内での決裁はいつも——いつもって言ったら済みません。起こされるものなんでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） ただいまの戎屋委員の御質問にお答えしたいと思います。今、送信しております資料のとおり、まず表のオレンジ色のものが実際の調書でございます。その中の理由のところ、不足するに至った理由を書き添えていただきまして、どうしてもこのスペースが狭うございますので、別紙として2枚目になりますけども、別紙により、詳しく内容や流用元や流用先の状況について記していただきたいということで、予算を流用する際には、こういうやり方をしてくださいと財政課のほうで内規を通知しております、そのとおりにやっております。これは通常のやり方でございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） お時間が必要ですか。ではお昼も近いことですので、午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分休憩

-----  
午後 0時58分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、会議を開きます。質疑ございませんか。戎屋委員。

○委員（戎屋昭彦君） ちょっと午前中に見せていただきました予算流用要求書について、まだ次のページの資料もよく確認してなかったんで、質問がちょっと非常にしづらかったんで、改めて質問させていただきます。

流用調書の2枚目の白い紙のほうで、予算の流用ということで概要から書いてございまして、これについて、先ほど私、午前中に財政課長のほうに公費での支出が

あることを関係部署と協議しましたということで、書いてございまして、多分それに基づき、これが発行されたんじゃないかと思うんですけど、そのあたり、ちょっとこの予算の流用につきましても、公課費において、消費税の再計算により消費税が1,000円の予算超過の見込みとなるということで書いてあって、どのようなことで関係部署と協議して、ちょっとこの内容が私は非常に——私だけかどうか分かりませんが、ちょっと理解しづらいところあるんで、そのあたりを御説明していただけたらと思います。

○委員長（猶野智和君） 質問は、どなたに質問ですか。戎屋委員。

○委員（戎屋昭彦君） 多分、最終決裁区分が、市長は訂正で消してあって、課長となっているんで、これ多分、財政課長かなというふうに私は思うんですけども、決裁される方をお願いしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） ただいまの戎屋委員の御質問についてお答えしたいと思います。

協議内容につきましては、先ほど上下水道事業管理——局のほうから経緯等についての資料が出されていると思うんですが、事前に、申告漏れに伴う公課費の支出が多くなるという、事前に協議を受けておりまして、それを受けて、最終的には500円不足するというので調書が回っておりましたので、前段の部分についてはお話があって協議済みだったので、理解しておりまして、最終的にはそういう経緯で公課費、消費税分が増えたものと認識した上で、この調書を最終的に不足分について、このたびの理由については、この時点では適当だろうと判断し決裁をいたしたものでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 戎屋委員。

○委員（戎屋昭彦君） 今の竹内財政課長のお話では、事前に関係部署の方々とお話をし、最終的にこれを起こされたということで御説明だったと思いますが、例えば、そのときに関係の方々とお話しした内容とか、何かそういったものはあるんでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） ただいまの質問にお答えしたいと思いますが、そのとき

の内容、協議内容については、議事録とかメモのようなかたちでは残しておりません。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 戒屋委員。

○委員（戒屋昭彦君） 議事録はないということでわかりました。その当時、関係者と協議されたということで私は理解いたします。

それで、ちょっと済みません。この予算流用要求書のひな形でございますけど、これ私、最初、冒頭申しましたように企業出身でございますから、このあたりの中で、ちょっと私が、えっと思うところがありまして、それは会社で言えば——企業で言えば起案者、ここでもそうなると思いますけど、美祢市長宛てに、上記のここをお伺いしますということで、課長名で起こしていらっしゃいます。

それで、関係部署の方々はかなり印鑑を押していらっしゃいまして、通常、起案者の方々は、多分私は課長だと思いますけど、私の企業の考えでは、社内で課長が押したものを決裁するときに、課長より下の方々の部下が印鑑を押すということは、まず、普通の打ち合わせ事項とかの回覧であればいいんですけど、こういったオフィシャルのものを発行する場合に、ちょっと私、課長の部下か、下の方かちょっとわかりませんが、印鑑の部分を見たら名前もわからんところもあるんですけど、そういったところについての、わかれば考え方と、それと起案者の方が、多分同じ方だと私は思いますけど、課長の欄に印鑑が押してございます。このあたり、起案者と決裁する方が印鑑と一緒に押すということが企業では考えられませんが、そのあたり、こちらのほうでのお考えがありましたらお知らせください。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） ただいまの御質問にお答えしたいと思いますが、まず流用調書の事務につきましても、担当でこの調書をつくるから、作成者から印鑑を押しておると思いますが、流用については財務規則の15条におきまして、担当課の所属課長から財政課長宛てに流用の伺いをたてるというふうにしておりますので、どうしても下の部分の流用をしてもよろしいかというところは、すべからず課長に、所属の課長になるかと思っております。

ただ実際、事務処理の流用調書を作成、起案してから回しておるのは担当者ですので、こういった形で、ほかの事務についてもそうですけども、事務処理がなされ

ているのが一般的なものと考えております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 戒屋委員。

○委員（戒屋昭彦君） 今の竹内課長の御説明、ちょっと私——済みません。皆さん理解できたかわかりません。もう一度ゆっくり、こういった形でっていうことを御説明——今私が質問させていただいたのは、多分これ、起案者が課長だと思いますけどということでお話させてもらって、上に課長の印鑑が押してあることが一つあるのと、課長が起こした場合に、課長より言い方ですけど部下の方々、係長その他の方が印鑑を押していると思いますけどって、私質問させてもらったけど、この方々が同じ課長クラスか——いう方であれば、問題ないと思うんですけど、そのあたりの質問をさせていただきましたんで、それについての御回答——今、竹内課長のお話があったの、ちょっと私、理解できない部分がありましたんで再度お願いしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 実際の起案者は違うということですね。規則で決まっているので課長名を入れているということ。規則がおかしいんじゃないのかっていう話になるんじゃないかと、多分……。一般的な考えだとそう思われるということですね。竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） 戒屋委員の質問にお答えしたいと思います。実際、この調書から見ますと、実際にお伺いを立てているのは課長であるから、課長以下の印鑑が不要ではないかということだと思いますけども、あくまで起案者と実際の申請するといえますか——規則上の流用をお伺いを立てる者が違うのがおかしいのではないかとのございますが、現状では、財務規則のほうでは、課長名で財政課長——課長から課長名宛てに出すということで、下のところに所属課長が印鑑を押していると思ひまして、実際お伺いするのは課長でありますけども、実際の事務処理上、この調書をつくったものを課長まで上げる段階で、一応係長であったり、課長補佐等がその書類の内容をチェックするという意味で事務処理になっているのは行政では一般的ではないかと考えてはおります。

以上です。

○委員長（猶野智和君） この中で言うと、実際起案——最初されたのは、この印鑑をついた一番右の方——一番右の方ということによろしいです。（発言する者あ

り)ということらしいです。よろしいですか。ほかにございますか。岡山委員。

○委員(岡山 隆君) 今回、予算の流用ですけど1,000円、当面この公課費の予算が500円不足しているから1,000円流用したとありますけど、これを500円ジャストにしていたら、いろいろ問題はなかったと思うんですけど、この辺については、何で1,000円になったのか御説明できますか。

○委員長(猶野智和君) 竹内財政課長。

○財政課長(竹内正夫君) ただいまの岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。流用調書は予算を動かすものになりますので、1,000円単位で事務処理を進めているということから、500円ですが、1,000円の流用をしているということでございます。

以上でございます。

○委員長(猶野智和君) 岡山委員。

○委員(岡山 隆君) それで、今後500円が多くなるということで、500円の対応についてどうなるか、さらに説明を願います。

○委員長(猶野智和君) 竹内財政課長。

○財政課長(竹内正夫君) 質問の趣旨についてもう一度確認したいんですけども、500円——最終的に500円が余ったものがどうなるかということでございます。決算時におきまして不用額として処理されるようになります。

以上でございます。

○委員長(猶野智和君) 岡山委員。

○委員(岡山 隆君) いずれにしても今回、市長も出ていますけど、農業集落排水の決算の事務処理、基本的には、忘れていたことと、何回も言ってますけれども、無申告の加算税、延滞税、こういうところのもので罰金刑を払ったってことで、それをどう見ても私は、その部分をやり方によってはちゃんとできた対応を、議会側にもわからないような形での公課費、罰金の部分を公課費でやって、さらに足りなくなったからまた流用して、一段とわかりにくくしてる。我々から見ても、本当にこういう事務处理的なことをされると、本当に議会議会を試されてるんか、本当に、議会に対する、執行部に対する信頼関係というものが、こういう事務处理的な対応であれば、もう後々いろいろ信頼関係が本当になくなってくるんじゃないかと思うんですよ。これについてどう思いますか。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山委員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

今回の一連の事務処理につきましては、委員御指摘のとおり、執行部のほうの重大なミスということを痛感をしているところでございますし、また、議会を試すというようなことではなくて、執行部が重大なミスを犯したというところでございますし、また、信頼については、信頼を回復するために、これからいろいろな努力をさせていただきたいというふうに思っております

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございます。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 先ほどから流用について、財政課長から説明を受けたんですね。資料を今、見させていただきましたが、読めば読むほどわからなくなっちゃうんで。

いわゆる予算の流用について、1 概要と書いてあるんですね。この中に、「農業集落排水事業費の公課費において、消費税額の再計算により、消費税が1,000円の予算超過の見込みとなる」と、こう書いてあるんです。

財政課長にお尋ねをしたいんですが、再計算というのはどういうことを示しているのか。

それから、この中には業務委託料が落札減によって余っているから、それを流用しますよと、こういうことがわかります、読んでみて。ところが、午前中からいろんな質問してる追徴税、それから延滞税の話。この2件が——これは秋山委員が質問されたんで、それがなかったら流用も起きないだろうと、こういうことから流用ということが起きたんだろうと、私もそう理解しております。

ところが、この予算の流用の中には、追徴税のことも、それから利子税のことも、何ら触れてないんです。ここでいう消費税の再計算というのは、どういうものを示しているのかお尋ねをしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） ただいまの竹岡委員の御質問にお答えしたいと思います。確かに、改めて見てみますと、再計算というひとくくりで書いてございますが、その当時は、事前に消費税の未申告について協議を受けておりましたので、その内容については理解しております。この再計算という意味が、消費税の未申告に伴

う過年度分といいますか、前年度分の支出にあたるものだろうと考えて、そのまま理解しておりましたが、実際、最終的に文書に残ってしまうと、再計算だけでは、調書の内容として不十分であったかとは思いますが、そのときはその事情を知っておりましたので、そういった未申告に伴う加算税でありますとか、延滞金により超過したものと理解をしておりました。今思えば不十分であったとは感じております。以上です。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 明確な言葉ではあるんですが、意味がわかりません。

財政課長は午前中に、やっぱり追徴税だとか延滞税は、公課費に当然なじむという判断でやったと、こうおっしゃるんですね。

ならばですね、なぜこの流用の——予算の流用の中で、再計算じゃなくて、こうしたものが表示された上で、1,000円足りない。これが自然だと私は思うんですが、なぜこんな表現にされているのかちょっと理解ができません。これ後日、幾らこれで見ても、今、財政課長が答弁されたからわかるようなものであって、誰もしなかったらわからないと思うんですよね。

だから、あえてこういう表現にされたのか、再度お伺いをしたいと思います。これはやっぱりどう考えてもおかしいんです、表現が。

○委員長（猶野智和君） 暫時休憩いたします。

午後1時17分休憩

-----  
午後9時23分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、会議を開きます。竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） それでは、休憩前に竹岡委員よりいただきました流用調書における、流用の理由の記載の件についての御質問についてお答えをさせていただきます。

流用調書の説明欄のところにつきましては、予算が不足した理由を簡潔明瞭に記載する必要がございますが、不足する理由につきましては、平成27年度分の確定申告分、それと平成28年度分の消費税の全額に加えまして、平成27年度分の延滞税及び無申告加算税を追加支出するということが理由であるという認識は持っておりました。

その中で、延滞税及び無申告加算税につきましては、事前の協議で、本税と合わせ、公課費として支出することとしておりましたが、公課費として支出することにつきましては疑念を抱いておりましたため、本来であれば、延滞税及び無申告加算税等具体的な記述をすべきところではありますが、消費税の再計算という表現で決裁をいたしました。

疑念を抱きつつも、結果的には不適切な事務処理を行うことになり、本来果たすべきチェック機能を果たせず、深く反省をいたしておるところでございます。

今後は、本来の職責を果たすべく、努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 私が質問を申し上げたのは2時過ぎだったんですね。それから7時間たって、ようやく再開ということで、今の答えで委員の皆さんわかりますか。

私が申し上げてるのは、この予算の流用について、概要というところを読み上げたんですね。これでわかりませんよと。

これ、議会事務局にお尋ねするけど、あぶり出しか何かで出てくるわけ。追徴税が入ってるとか……そんなマジックはないよね。どうしてそれが読み取れるんですかって聞いたんですよ。私がお尋ねしたのはそういうことなんです。今から先の再発防止についてどうのっていうのは、まだ私たちも意見言っておりません。今から申し上げようと思っています。

ただ、こんな事務処理を——財政課長なんですよ。美祢市の何百億って預かってる財政課長のやられる仕事で、こんなんやっておられる。しかも、我々は公課費じゃなくて補填費、あるいはほかの費目で出されるべきだと。いわゆる今年度の経費にはならないだろうという見方をしておった矢先に、これは流用の調書を見せてもらうまでは、私もわかりませんでした。

しかし、これで私たちに読み取れと言われるほうが、私は無理があると思います。だからお尋ねしたんです。何が再計算なんですか。そこをお尋ねしてるんですよ。

財政課長、もうちょっと明確に教えてください。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） ただいまの竹岡委員の御質問についてお答えしたいと思います。

いますが、先ほどの、ちょっと繰り返しのようになりますが、委員のおっしゃいますとおり、消費税の再計算という表現では、とても、私が申した先ほどの過年度の消費税でありますとか延滞金、また無申告加算税について読み取るというのは難しいところでございますが、先ほども申しましたとおり、そこについては、本来、公課費が適当でないという認識を私も少なからず持っておりましたので、ここについては、それをそのまま表記するのではなく、公課費で支出するという協議をしておりましたので、消費税の再計算という表現で決裁をいたしましたというところでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） いいですか、午前中に戎屋委員の質問に対して、財政課長はこの流用分も含めて、追徴税、それから延滞税については、公課費として適当であるという明言されて、協議した上で処理したと答弁されてるんですよ、午前中に。にもかかわらず、今の話になるとまたちょっと違うんです。

例えばね、また後から市長にもお尋ねします。市長も住民監査請求が出て初めて知ったとおっしゃったんです。ところが午前中に管理者はそうじゃないよと。4月のいわゆる開示請求があったときに、もう既にその話は報告しましたと、こう答弁されてるんです。

だから、執行部がその都度その都度、言い方悪いけど、ちょっと私たちの質問に対しての答弁がまともではないんです。だから、しっかり聞こうとしてるわけですよ。どれが一体本当なのか。いつの発言が本当なのか。でないと、次の審査に入ることができないから聞いているわけです。

委員長、もうちょっとその辺は明確にお答えをしていただくように指導してください。

○委員長（猶野智和君） それでは、ここで一旦、暫時休憩いたします。

午後9時31分散会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年10月11日

予算決算委員長